

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の作成に関する手引き

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、毎年、その前年の4月1日から報告する年の3月31日までの間に交付したマニフェストについて報告書を作成し、都道府県知事又は政令で定める市長に報告しなくてはなりません。

1. 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第7項

2. 報告に当たっての留意事項

- ①県内に複数の排出事業場（支店、工場など）がある場合は、それぞれの排出事業場の所在地を管轄する県事務所等へ報告してください。なお、**岐阜市内の排出事業場で交付したマニフェストについての報告書は、岐阜市役所へ報告してください。**
- ②建設現場のような一時的な排出事業場については、代表する一つの事業場としてとりまとめ、ご報告ください。この場合、岐阜市内の排出事業場と岐阜市以外の県内排出事業場に分け、それぞれの報告先へ報告してください。
- ③専ら再生の用に供される産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）の委託や、広域認定制度を利用し産業廃棄物の運搬及び処分を委託した場合など、マニフェストの交付が不要とされているものについての報告は不要です。
- ④産業廃棄物処理業者の方で1次マニフェスト、2次マニフェストの両方を交付した場合は、それぞれ別々の報告書にとりまとめて報告してください。なお、2次マニフェスト交付分の報告書には業種欄に「廃棄物処理業」と入力してください。
- ⑤電子マニフェストシステムをご利用されている事業場については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから直接報告されますので、事業者自らが改めてご報告いただく必要はありません。なお、電子マニフェストと紙マニフェストを併用されている場合は、紙マニフェスト交付分のみをとりまとめ報告してください。

3. 作成に当たっての留意事項

産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所、処分受託者及び処分場所の住所が全て同じマニフェストをとりまとめ、排出量及び交付枚数を入力してください。

以下の各項目について、入力上の注意を記載します。

1) 報告者

マニフェストを交付した全ての事業者が報告者になります。

法人にあっては、法人の名称及び代表者名を入力してください。（押印不要）

なお、社内規定によりマニフェストの事業者欄に支店長や工場長を入力してマニフェストを交付している場合は、報告者を支店長、工場長としても差し支えありません。

2) 事業場の名称

マニフェストの事業場欄に記載された名称を入力してください。

建設現場のように、一時的な排出事業場が複数ある場合は、代表する一つの排出事業場分としてとりまとめて報告書を作成し、代表する排出事業場の所在地を管轄する県事務所等へご報告ください。

事業場の名称は「〇〇市〇〇現場ほか県内建設現場」などと入力してください。

3) 事業場の所在地

マニフェストの事業場欄に記載された住所及び電話番号を入力してください。

建設現場など、一時的な排出事業場が複数ある場合には代表する一つの事業場としてとりまとめ「〇〇市〇〇地内ほか」などと入力してください。

4) 業種

日本標準産業分類を参照し、入力してください。

総務省統計局「日本標準産業分類」

URL: https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

5) 産業廃棄物の種類

以下Webサイトにて「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」を参照の上、入力してください。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

6) 排出量 (t)

産業廃棄物の排出量は、産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所、処分受託者、処分場所の住所が全て同じマニフェスト分についてとりまとめ、必ず重量 (t : トン) で入力してください。

マニフェストに重量 (t) 以外の単位で記載されている場合は重量 (t) に換算してください。

なお、従来から使用している換算係数がない場合は、以下Webサイトにて「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」を参照の上、マニフェストに記載された数量を重量 (t) に換算し入力してください。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

7) 管理票の交付枚数

管理票の交付枚数は、産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所、処分受託者、処分場所の住所が全て同じマニフェストの部数を集計して入力してください。

8) 運搬受託者の許可番号

産業廃棄物の収集運搬を収集運搬業許可業者に委託した場合は、運搬受託者の許可番号 (11桁) を入力してください。入力する許可番号は、岐阜県知事が発行したもの (021で始まる番号) としてください。

なお、自らが排出した産業廃棄物を自社運搬された場合 (処分段階からマニフェストを交付した場合)

は、ご自身が収集運搬許可業者であっても、許可番号は入力しないでください。

9) 運搬受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の収集運搬を収集運搬業許可業者に委託した場合は、運搬受託者の氏名又は名称を入力してください。区間委託の場合は、区間ごとの全ての収集運搬業者について入力してください。

なお、自らが排出した産業廃棄物を自社運搬された場合（処分段階からマニフェストを交付した場合）は、運搬受託者の氏名欄には、自社の名称ではなく「自社運搬」と入力してください。

10) 運搬先の住所

運搬先の住所は、産業廃棄物を搬入した施設（通常は処分場所）の住所を入力してください。

産業廃棄物収集運搬業者、処分業者の事務所の住所などではありませんのでご注意ください。

産業廃棄物を搬入した施設（中間処理施設、最終処分場等）の所在地を番地まで入力してください。

なお、産業廃棄物として運搬した後、運搬先で原料等として有償売却された場合は、売却先の施設の住所を入力してください。

11) 処分受託者の許可番号

産業廃棄物の処分を処分業者に委託した場合は、処分受託者の許可番号（11桁）を入力してください。

なお、自らが排出事業者としてマニフェストを交付し、自ら処分された場合（収集運搬のみを委託した場合は、ご自身が処分業許可業者であっても、許可番号は入力しないでください。

また、産業廃棄物として運搬した後、運搬先で原料等として有償売却された場合、売却先が処分業許可業者であっても、許可番号は入力しないでください。

12) 処分受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の処分を処分業許可業者に委託した場合は、処分受託者の氏名又は名称を入力してください。

なお、自らが排出事業者としてマニフェストを交付し、自ら処分された場合（収集運搬のみを委託した場合は、処分受託者の氏名欄には、自社の名称ではなく「自社処理」と入力してください。

また、産業廃棄物として運搬した後、運搬先で原料等として有償売却された場合は、差し支えなければ、処分受託者の氏名又は名称欄に売却先の業者名を入力してください。

13) 処分場所の住所

処分場所の住所は産業廃棄物を処分した施設の住所を入力してください。

産業廃棄物処分業者の事務所の住所ではありませんのでご注意ください。

運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は入力不要です。